

令和5年第2回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和5年2月27日(月) 鶴ヶ島市農業交流センター 研修室				
開会時刻	午前9時57分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之		
閉会時刻	午前10時28分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之		
議長	会長 町田 弘之				
農業委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席	
1	滝島 光雄	出席	高沢 健二	出席	
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席	
3	比留間 正道	出席	福島 義博	出席	
4	内野 正子	出席	新井 一三	出席	
5	町田 弘之	出席	岸田 清正	出席	
6	須藤 良春	出席			
7	川鍋 昭人	出席			
8	小川 佐智恵	出席			
9	長谷川 正博	出席			
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況		
			職名	氏名	
			事務局次長	高橋 浩	
			主査	戸田 勝利	
			主任	岩波 圭介	
議事の日程					
日程第1	議事録署名委員の指名について				
日程第2	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について				
日程第3	議案第4号 鶴ヶ島市農業振興地域整備計画の変更に対する意見具申について				
日程第4	報告第2号 報告事項について				
日程第5	その他				
議事(担当)		内容			
開会	議長	<p>農業委員9名中9名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和5年第2回農業委員会総会を開会します。</p>			
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号3番 比留間正道 委員</p> <p>議席番号4番 内野正子 委員</p> <p>を指名します。</p>			
日程第2	議長	<p>議案第3号</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>			

事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、藤中学校の北東約320メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については、当初から指定されていません。</p> <p>譲受人は、妻と娘の三人で住所地の賃貸住宅に住んでいます。長女が一歳半となり家財道具も増え、現在の賃貸住宅では手狭になったことから自己用住宅の取得を考え始めました。</p> <p>土地の選定条件は、自家用車2台分と来客用1台分の駐車場を確保できること、子どもが庭で遊びまわれる広い敷地があること、妻の母が住んでいる坂戸市千代田から遠くないこととし、適地を探していたところ、選定条件に合致した本申請地と出会ったとのことでした。</p>
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <p>申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	<p>譲渡人に確認した内容を報告します。</p> <p>申請内容に間違いがないことを確認しました。</p>
議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
委員	申請地は、当初から農用地の指定はされていないとの説明がありました。農業振興地域と農用地指定の関係について少し説明してください。
事務局	本市では、市街化調整区域のほとんどが農業振興地域に指定されています。農用地につきましては、農業振興地域内の農地が筆単位で指定されています。
議長	<p>ほかに質問、意見等がありますか。</p> <p>特に無いようですので、以上で質疑を終了し採決を行います。</p> <p>本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。</p> <p>次に2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、第二小学校の南西約480メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については、当初から指定されていません。</p> <p>譲受人は、妻と2歳の長女とともに、住所地の賃貸住宅</p>

で生活しています。

令和2年に子どもが生まれ、現在の住まいでは手狭になったことから、自己用住宅の建築を計画しました。

本申請地周辺は閑静な住宅街ですが、保育所や小学校にも近く、子育てや日常生活を送るには最適な場所と考えているとのこと。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。  
本申請内容に間違いがないことを確認しました。  
申請の理由は事務局の説明のとおりです。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 譲渡人に確認した内容を報告します。  
本申請内容に間違いがないことを確認しました。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。  
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

議長 特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。  
本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。

次に3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書をもとに、説明します。  
申請地は、藤中学校の南東約90メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については、当初から指定されていません。  
譲受人は、鍼灸接骨治療院の開業にあたり、医療機関が多い市道547号線沿いを探しましたが、譲り受けられる土地が見つからないなか、縁あって本申請地を紹介されました。

本申請地は、前面道路が広く車両の出入りがしやすいこと、道路をはさんで中学校の東側に立地しており、患者数が多い中学生が来院しやすいことなどから、鍼灸接骨治療院を開業するには最適な場所と考えているとのこと。

また、譲受人の実家からも近く、治療院の手伝いをしてくれることになっている母親の負担も少なく済むことから、本申請に至ったとのこと。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。  
本申請内容に間違いがないことを確認しました。  
申請の理由は事務局の説明のとおりです。  
鍼灸などの治療行為については、15年の経験があるとのこと。

議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
議長	特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。
	(起立全員)
議長	起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。 次に4番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書をもとに、説明します。 申請地は、大橋市民センターの北西約250メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地に指定されています。 譲受人は、本年4月の統一地方選に使用する選挙事務所を、3月末から5月初旬にかけ、自宅敷地内に設置します。 選挙事務所には、4月初旬から下旬にかけ、1日数十人の出入りが見込まれ、常時5台から10台の駐車スペースが必要になります。 自宅敷地には、家族所有の自動車3台のほか、3台分の駐車スペースを確保できますが、それだけでは足りないため、自宅敷地に隣接する本申請地を、6台程度の乗用車が駐車できる、臨時駐車場として一時的に使用するものです。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請理由は事務局の説明のとおりです。
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	譲渡人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
議長	特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。
	(起立全員) 4

	議長	起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。
日程第3	議長	<p>議案第4号 鶴ヶ島市農業振興地域整備計画の変更に対する意見具申についてを議題といたします。</p> <p>本件につきましては、市長から、鶴ヶ島市農業振興地域整備計画を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の規定に基づき、農用地から除外しようとする土地3件、農用地へ編入しようとする土地1件についての意見を求められているものです。</p> <p>なお、意見につきましては、農振除外の適否の観点からお願いしたいと思います。</p> <p>はじめに、担当職員より説明をお願いします。</p>
	説明員	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申出地は、市役所の西約130メートルに位置する第3種農地です。</p> <p>申出人は、現在、市内の賃貸住宅に妻と2人で暮らしています。最近、家財が増え手狭になったことから、結婚当初からの夢であった自己用住宅の建築を計画しました。</p> <p>実家に近い市街化区域や調整区域内の非農地を探しましたが、適当な広さの土地が見つからず、両親に相談したところ、本申出地の土地を紹介されました。</p> <p>申出地は、実家から1.7km、車で5分と近く、将来子どもが生まれた時に、両親から適切なアドバイスをもらえる距離にあり、また、高齢の両親や祖父母に何かあった時にすぐに駆け付けられる距離であり、お互いに安心して生活できることから、今回の申出に至ったとのことでした。</p>
	議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
	議長	<p>特に無いので質疑を終了し、本件に対する農業委員会としての意見を決定します。</p> <p>本件につきましては、特段の意見はありませんでしたので、「特に意見なし」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
	議長	<p>起立全員のため、本件は、「特に意見なし」とすることに決定しました。</p> <p>次に2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
	説明員	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申出地は、南中学校の西約440メートルに位置する第1種農地です。申出人は、現在、川越市内の賃貸住宅に妻と2人で暮らしています。</p> <p>賃貸住宅での生活を続ける中、家財道具も増え現在の間取りでは手狭になり、自己用住宅の建築を計画しました。</p> <p>鶴ヶ島市内に居住している高齢の両親の住宅から近く、容易に両親の様子を伺える適当な土地を市街化区域で探しましたが、希望に合う土地は見つかりませんでした。</p> <p>そうしたなか父親に相談したところ、申出地を借り受け</p>

ることができるようになり本申出に至りました。申出地は、両親の住宅敷地に隣接していることから、容易に高齢の両親の様子を伺うことができるということです。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。  
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

委員 申出地の北側に隣接し、点線で囲まれている農地はどのように利用されるのですか。

議長 事務局説明願います。

事務局 点線で囲まれている筆は、農地ではなく宅地となっています。今回の除外申出は、申出地と点線で囲まれた宅地を利用して、自己用住宅を建設しようとするものです。

議長 他に質問、意見等がありますか。  
特に無いようですので、以上で質疑を終了し、本件に対する農業委員会としての意見を決定します。  
本件につきましては、一般的な質問、意見等はありませんでしたが、農振除外の適否の観点からの意見等はなかったと思われませんが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長 それでは、以上を踏まえ、「特に意見なし」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員のため、本件は、「特に意見なし」とすることに決定しました。

次に3番について、説明をお願いします。

説明員 議案書をもとに、説明します。  
申出地は、南市民センターの西約330メートルに位置する第2種農地です。  
申出人は、現在、神奈川県横浜市の社宅に妻と子どもの3人で暮らしていますが、子どもの成長に伴い手狭さを感じるようになりました。また、今後、妻が仕事への復帰を予定しており、子どもの面倒をみてもらう必要もあるため、実家近くで一戸建ての住宅購入について検討をはじめました。  
市内の市街化区域の土地も探しましたが、条件に見合う土地が見つからず、親に相談したところ父親が所有している申出地を勧められました。  
申出地は、保育園や小中学校、実家にも近く、また、現在の勤務地の横浜にも電車で約1時間半と十分に通勤できる距離のため、本申出に至ったということです。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。  
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

委員	申出地を取り囲んでいる点線で囲まれた筆は、なぜ宅地となっているのですか。
議長	事務局説明願います。
事務局	申出地を取り囲んでいる点線で囲まれた筆は、宅地ではなく農地となっています。 本申出は、点線で囲まれた農地の一部である実線部分の農地を、農用地区域から除外しようとするものです。
議長	他に質問、意見等がありますか。 特に無いようですので、以上で質疑を終了し、本件に対する農業委員会としての意見を決定します。 本件につきましては、一般的な質問、意見等はありませんでしたが、農振除外の適否の観点からの意見等はなかったと思われませんが、よろしいでしょうか。
	(「はい」の声あり)
議長	それでは、以上を踏まえ、「特に意見なし」とすることに賛成する委員の起立を求めます。  (起立全員)  起立全員のため、本件は、「特に意見なし」とすることに決定しました。 次に4番について、事務局より説明をお願いします。
説明員	議案書をもとに、説明します。 申出地は、第二はちの巣保育園の南西約390メートルに位置する第3種農地です。 農業法人である申出人は、新規事業として新種のキノコ栽培への事業参入を計画し、申出地に農業用施設としてビニールハウス6棟の建設計画を立てました。そして、令和4年1月に農用地区域からの除外申出書を提出し、同年4月28日に農用地区域から除外となりました。 しかし、その後当初想定していた菌床設備会社の経営が困難となり、キノコ栽培への事業参入が中断したため、今回、農用地への再編入の申出となったものです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
委員	農用地へ再編入されると、農地はいわゆる青地となるのですか。それとも白地のままですか。
議長	事務局説明願います。
事務局	青地に戻ります。
議長	他に質問、意見等がありますか。 特に無いようですので、以上で質疑を終了し、本件に対する農業委員会としての意見を決定します。

		<p>本件につきましては、一般的な質問、意見等はありませんでしたが、農振除外の適否の観点からの意見等はなかったと思われませんが、よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>議長 それでは、以上を踏まえ、「特に意見なし」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p> <p>起立全員のため、本件は、「特に意見なし」とすることに決定しました。</p>														
日程第4	議長 事務局 議長 議長 議長	<p>報告第2号 報告事項についてを議題といたします。 事務局より、説明(報告)をお願いします。</p> <p>議案書をもとに、説明(報告)します。 農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況</p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年第1回総会における審議案件</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>農地法第5条の許可の取消申出</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>農地法第4条の転用届出専決処分</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>農地法第5条の転用届出専決処分</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>農地法施行規則第29条第1号に基づく届出</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>農地改良等に係る届出</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>諸証明の発行</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p>議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>議長 特にないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p> <p>議長 起立全員のため、「承認」することに決定しました。</p>	令和5年第1回総会における審議案件	なし	農地法第5条の許可の取消申出	1 件	農地法第4条の転用届出専決処分	なし	農地法第5条の転用届出専決処分	4 件	農地法施行規則第29条第1号に基づく届出	なし	農地改良等に係る届出	なし	諸証明の発行	なし
令和5年第1回総会における審議案件	なし															
農地法第5条の許可の取消申出	1 件															
農地法第4条の転用届出専決処分	なし															
農地法第5条の転用届出専決処分	4 件															
農地法施行規則第29条第1号に基づく届出	なし															
農地改良等に係る届出	なし															
諸証明の発行	なし															
日程第5	議長 事務局	<p>その他について、説明事項等がありますか。</p> <p>事務局 特にありません。</p>														
議事録の署名	議長 事務局	<p>それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。</p> <p>本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求める。 議長及び議事録署名委員(2名)の3名が署名する。</p>														



閉会	議長	以上をもって、令和5年第2回農業委員会総会を閉会します。
----	----	------------------------------